

広島県選挙管理委員会告示第八十二号

平成二十五年十一月十日執行の広島県知事選挙並びにこれと同時に執行する広島県議会議員の広島市安佐北区選挙区及び三原市世羅郡選挙区における補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定に基づき、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を次のとおり定める。

平成二十五年十一月一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

投票の順序

一 広島県知事選挙

二 広島県議会議員補欠選挙

開票の順序

一 広島県知事選挙

二 広島県議会議員補欠選挙